

浜田市契約規則（平成17年浜田市規則第59号）第21条第2項第1号から第3号までの規定により、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号に該当する随意契約の発注見通しを公表します。

令和8年4月1日

1 契約の相手方 公益社団法人浜田市シルバー人材センター

2 相手方の選定基準等

公益社団法人浜田市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第2項に規定するシルバー人材センターに該当することによる。

3 発注の見通し

契約の内容	契約期間	契約予定額(円)	契約相手方	担当部署
弥栄運動施設草刈清掃等業務委託	R8. 4 中旬 ~ R9. 2. 28	1, 056, 242	公益社団法人浜田市シルバー人材センター	スポーツ振興課
側溝等消毒業務	R8. 4. 1 ~ R8. 11. 30	6, 933, 762	公益社団法人浜田市シルバー人材センター	環境課
水道施設草刈業務	R8. 4 ~ R9. 3	5, 815, 700	公益社団法人浜田市シルバー人材センター	工務課
合計 3件		13, 805, 704		